

〒252-0021

神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

示現舎合同会社

代表者代表社員 宮部龍彦 様



事件番号 令和6年(ワ)第23号

ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

令和6年3月11日

被告 示現舎合同会社

代表者代表社員 宮部龍彦 様

〒951-8511

新潟市中央区学校町通1-1

新潟地方裁判所第一民事部合議係

裁判所書記官 廣田 周一郎

電話 025-222-4227

FAX 025-222-4235



原告から訴状が提出されました。

当裁判所に出頭する期日が下記のとおり定められましたので、同期日に出頭してください。

なお、訴状を送達しますので、下記答弁書提出期限までに答弁書を提出してください。

記

期 日 令和6年5月24日(金) 午後2時00分

口頭弁論期日

出 頭 場 所 第1号法廷

答弁書提出期限 令和6年5月17日(金)

出頭の際は、この呼出状を法廷で示してください。

注 意

- 1 出頭したら、法廷で同封の呼出状を係員に示してください。
- 2 この事件について提出する答弁書その他の書面は、同封の呼出状と同じA4判の用紙に横書きで作成し、必ず、事件番号、事件名、当事者名、あなたの氏名、住所、郵便番号、電話番号（ファクシミリの番号を含む。）、裁判所名、作成年月日を書き、記名押印してください（とじしろとして左側25ミリメートル以上の余白をとり、ページ数を付してください。）。

答弁書は2通作成し、その1通を裁判所に提出し、1通を直接原告（弁護士が代理人として選任されている場合には、その弁護士）あてに送ってください。

- 3 答弁書を書くにあたっては、上記2のほか、次の点に注意してください。
 - (1) 答弁書には、あなたの住所のほかに、「送達場所」と表示して、送達先（例えば、住所、勤務先、実家等の郵便物の配達先のうちの1つ）を書いてください。今後、書類等は、その送達場所にあてて発送します。
 - (2) 答弁書には、訴状等の「請求の趣旨」に書いてある請求について、認めるかどうかを書いてください。また、訴状等の「請求の原因」について、項目ごとに「認める」か「認めない」か「知らない」かを書いた上、さらに項目ごとにあなたの主張（言い分）を書いてください。
 - (3) あなたの主張を裏付ける書類が手元にある場合は、その書類のコピーを2通とってその1通を直接原告（弁護士が代理人として選任されている場合には、その弁護士）あてに送り、1通を裁判所に提出してください。

- 4 答弁書を提出せず、期日にも出頭しない場合は、訴状等にかかれていたことを認めたものとして取り扱われ、欠席のまま原告勝訴の裁判がされることがあります。

- 5 地方裁判所では、弁護士でなければ訴訟代理人となることはできません。弁護士に訴訟を委任されたい方は、すみやかに弁護士に相談してください。

弁護士の紹介については、各地の弁護士会や法テラス（※）が対応しています。

（裏面につづく）

新潟県の場合は次のとおりです。

※法テラスは、司法制度に関する情報提供や法律扶助などを行っている公的な機関です。

- ◎ 新潟県弁護士会（「民事家事事件当番弁護士制度」を利用することにより、一部無料相談を受けられる場合があります。）

Tel025-222-5533（月～金曜日9:00～12:00、13:00～17:00）（土・日・祝日を除く。）

- ◎ 法テラス新潟（一定条件を満たす場合には、無料相談等を受けられる場合があります。）

Tel050-3383-5420（月～金曜日9:00～17:00）（土・日・祝日を除く。）

- ◎ 法テラスコールセンター（専門オペレーターが、相談機関・団体等を紹介します。）

Tel0570-078374（月～金曜日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00）（日・祝日を除く。）

6 病気、その他やむを得ない事情で期日に出頭できないときは、期日前に、期日変更申請書にその理由をくわしく書き、医師の診断書その他の証明書を添えて裁判所に提出し、期日を変更してもらうこともできます。

7 不明な点がありましたら、呼出状に記載されている書記官までお問い合わせください。

以 上

答弁書の書き方

注) 用紙は必ずA4(本用紙と同じサイズ)を使用してください。

(左側3cm程度は、とじ代として空けてください)

(記載例)

① 令和〇〇年(ワ)第〇〇号

②〇〇請求事件

③ 原告 〇〇〇〇

被告 〇〇〇〇

答 弁 書

令和〇〇年〇月〇日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

④ 〒〇〇〇-〇〇〇〇

⑤ (住所) 〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番1号

⑥ (送達場所) 同 上

⑦ 被 告 〇 〇 〇 〇 印

⑧ 電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第1 請求の趣旨に対する答弁

- ⑨ (訴状等の「請求の趣旨」に記載されている請求について、認めるかどうかを記載してください。(例)「原告の請求を棄却する。」等。)

第2 請求の原因に対する認否

- ⑩ (訴状等の「請求の原因」に記載のある事実ごとに、認める、認めない、知らない、というように具体的な認否を記載してください。その次に、本件についての被告の反論、言い分を記載してください。

①事件番号、②事件名、③当事者名(いずれも呼出状に記載されています)、あなたの④郵便番号、⑤住所、⑥送達場所(住所以外に書類を送ってほしい場所がある場合)、⑦署名(又は記名)、押印、⑧電話番号等を記載して下さい。⑨請求の趣旨に対する答弁は、事実関係を認める場合であっても、分割での支払い等を希望する場合は、「原告の請求を棄却する。」となります。⑩請求の原因に対する認否は、「1項 認める。」「2項 〇〇の部分は認め、そのほかは否認」「3項 〇〇の部分は知らない。そのほかは認める。」というように、項ごと、事実ごとに認否して下さい。

答弁書は2通作成し、あなたの主張を裏付ける書類がある場合には、その書類のコピーを2部とり、1通を裁判所に、1通を原告(代理人)宛に送ってください。